

第182回国立市情報公開及び個人情報保護審議会

日時 令和5年1月31日 午前10時から

会場 市役所3階 教育委員室

出席者 委員 石居 人也 委員 岸 敦子 委員 関口 八千代
委員 中川 律 委員 中村 英示
事務局 文書法制課長 吉田 公一 文書法制課文書法制係長 稲山 愛
文書法制課文書法制係主査 田口 陽平
説明者 市民課長 吉野 勝治 市民課市民係長 斉藤 真実
防災安全課長 松平 忠彦 防災安全課防災・消防係主任 白石 明夏
法務担当課長 妹尾 祥

【石居会長】 第182回国立市情報公開及び個人情報保護審議会を始めたいと思います。
それではまず、資料の確認からお願いいたします。

【事務局】 (資料確認)

【石居会長】 ありがとうございます。お手元に資料はおそろいでしょうか。大丈夫ですか。
では、早速ですがよろしくをお願いいたします。

それでは、諮問事項の1に入りたいと思います。国立市個人情報保護条例第29条第1項の規定に基づき諮問ということで、「国立市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例の一部改正について」ということです。

前回、御説明を一度いただいていますけれども、本日何か補足等はございますでしょうか。

【市民課長】 補足等は特にございませんので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【石居会長】 承知いたしました。ありがとうございます。

【市民課長】 (自己紹介)

【市民課市民係長】 (自己紹介)

【事務局】 本日、法務担当課長、妹尾が同席させていただいております。

【法務担当課長】 (自己紹介)

【石居会長】 よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元の資料と、前回いただいた御説明に基づいて御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

【関口委員】 では、私から少しよろしいでしょうか。法律分野専門じゃないので、ざっと読んできた感想というか確認になってしまうのですが、まず1点目が、条例のタイトルというか条例名の変更については適正かなと思いました。個人情報保護ではなく運用管理の部分に絞るということで、次の安心安全カメラとかも運用に関するという条例になっているので、同じような感じで適正かなというのが一つ、率直な意見になります。

あと中身は、個人情報保護に係る部分を除いてというところで、ざっと読んだ感じで幾つか細かいところの確認になるのですが、1点目が、第8条の委託に係る措置ということで、個人情報を委託する場合の登録と当該業務に関する秘密保持ということで、「個人情報保護に係る登録等」というところを削除されているのですが、これに伴って、「住民基本台帳ネットワークシステムに係る

委託に関して、当該委託に係る登録等を行うとともに」という文言が抜けているのが、個人情報を預けるいかにかわらず、住民基本台帳ネットワークシステム、市の重要なシステムを委託する場合の委託登録は特にここに規定してなくて、抜け漏れがないのかなというのが、少しぱっと読んで気になったところですが、大丈夫でしょうか。

【市民課長】 「個人情報保護条例第33条の規定に基づく」という文言を削除しているのですけれども、これは1条の改正で、先ほどおっしゃられたように、今回、個人情報保護というのを1条から外しておきまして、個人情報保護法が改正されてこちらで一本化されるということがございますので、市の条例としてそこを規定することはできないといったところで外させていただいたのが1条でございます。そこに引きずられて、8条のほうも「個人情報保護条例第33条に基づき」というところを削除するという流れになっております。

ですので、ここに関しましては、私どもとしては、条例の規定としては漏れはないかなと思っております。

【関口委員】 単純に、第33条に基づく個人情報の委託以外は、特に委託登録というのは規定しなくても問題ないということなのですか。

【市民課長】 そうですね。

【関口委員】 分かりました。

あともう1点が、すいません、続けてで恐縮ですけれども、第13条と15条のところです。審議会への報告のところ、第13条のシステム停止の措置のところ、ここは情報漏えいとかに関わる条例かなと思っていて、ここに情報漏えいや何か不正な利用が起こった際に速やかに審議会に報告しなければならないというところが個人情報保護条例の改正とともに削除されて、その分、15条のほうに審議会——もともと審議会への報告は年1回というところは15条に規定があるのですけれども、ここを条例に基づき報告するという文言が追加されたということなのですが、この辺りの運用も。

現行の条例でも、住民基本台帳ネットワークシステムに係る条例に基づき報告を受けるというのが、あまり明文化されていないところではあるので、今後の運用次第かなと思うのですけれども、この年1回の報告、結局、13条が削られて15条だけになるので、年1回の報告というところに条例上は限定されるのかなと思うのですけれども、これが本当にこれで足りているかどうか。個人情報保護の運用に関する新条例でも、審議会への報告は柔軟に対応するというところが多分審議されているので、個人情報漏えいについては、新個人情報保護法で運用していかなければいけないと言いつつ、住民基本台帳ネットワークに係る重要な報告とかが、年1回の報告に限らず、必要な場合に適宜行われるような状態にしておいたほうがいいのではないかなというのが少し気になったところです。私のほうで気になったのはその2点です。

【法務担当課長】 そこについて少し補足させていただきますと、本条例は個人情報の保護という点もありますけれども、それを削ったとしても、本人確認情報の漏えいという形で定義しております。厳密に言うと、本人確認情報は直ちに個人情報に当たるかどうかということについては、種別によっては個人情報に当たらない場合もあるということは当然だと思われま。

13条で3項、4項を削っております。今、委員が御指摘したような懸念というのは当然理解できるのですが、ただ、この対応に関しては、住民基本台帳法施行令2条に基づいて総務省が技術的指針を定めておきまして、さらにその技術的基準が住民基本台帳ネットワークのセキュリティ対策に関する指針というものに具体化されております。当指針においては、具体的な漏えい等不正行為が起き

た場合には、セキュリティ会議を行って関係機関へ連絡をすることは明文化されております。こういったこともありますので、今、御指摘を受けたところに関しましては、関係機関への連絡というところでもカバーはできるのかなと思っておりますし、あとは今後の運用で、その点を実務的に詰めていくというふうな形になるのかなと思っております。

以上です。

【関口委員】 ありがとうございます。1点、重ねて質問になってしまいますが、その関係機関の中に審議会が含まれているという理解でよろしいでしょうか。

【法務担当課長】 この指針で、関係機関というものが、どの機関が含まれているかについては特に明文があるわけではないですし、住民基本台帳ネットワークシステムに関する関係機関として、イの一番に出てくるものとすれば、地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISと思われます。ただ、運用の中でこの関係機関というものについて、柔軟な運用ということもできないのではないのかなと思っておりますので、これについてはまだ運用面がはっきり定まっておきませんので、所管課と共に検討していく所存でございます。

【関口委員】 ありがとうございます。

【石居会長】 中川委員、よろしいですか。

【中川委員】 今の話に関連するかもしれないのですが、この15条の報告というのは情報公開条例に基づく報告ということに今回から——今までもそうだったのかもしれませんが、ここに明文化されたということだと思のですけれども、施行条例で一般的な審議会への決定の報告等が想定されることになったと思うのですが、これとの関係というふうなお話をおそらく関口委員は聞かれたのではないかなと思うのですが、その辺りどういう整理になっていると考えればよろしいでしょうか。

【法務担当課長】 すいません、質問がうまく理解できていなくて大変恐縮なのですが、今、規則というふうにおっしゃられたのは。

【中川委員】 施行条例の新しい。

【事務局】 事務局のほうから御説明いたします。新しい施行条例のほうで定期的に審議会へ報告する事項として幾つかありまして、最後に、「前3号に掲げるもののほか、個人情報の取扱いに関する事項であって、市の機関が必要と認めるもの」と書いてあります。住基ネットの運用状況については、定期的にといい書き方ではなく、年に1回ということで、別に施行条例に基づく報告もできたのですけれども、あえて明文化するために住基ネット条例のほうに規定を置いたという、今までもそのような形になっていたというのがありますし、そちらを明文化した形になっております。

新しい15条のほうで情報公開条例というのを持ってきていますのは、審議会の定義を前の条文で削った関係で、審議会の定義を15条のところを持ってきているような形になっております。

【中川委員】 なるほど、そういうことですか。

基本的な整理としては、住民基本台帳ネットワークシステムの、個人情報保護ではなくて適正な運用管理に関する条例というふうなことになったので、15条の運用状況の報告というのは、システム管理の観点から報告がなされるというふうな趣旨のもの、個人情報の保護ではなくてというふうな理解でよろしいでしょうか。

【市民課長】 今までは個人情報保護というのを前面に出してきたのですが、運用管理して、個人情報保護の中に運用管理をきっちり行うことによって、結果的に保護されてくるというようなくくりで、今回、条例の規定を見直すこととなっております。そのような状況となります。

運用管理の中に報告も入れることによって、これまでと変わらない形で審議会への報告がなされて、御意見等をいただくような形かと思っておりますので、運用上何か変わることはなくというところになってきます。

【中川委員】 一応体裁の上ではすみ分けをしていくというか。

【市民課長】 そういうことです。おっしゃるとおりでございます。

【中川委員】 せっかくこの間、担当課のほうからも報告の在り方の見直し等をしていただきましたので、せっかく条文も残りましたので、引き続き対応していただければと思います。

【市民課長】 ありがとうございます。

【中村委員】 中村から幾つか質問してもよろしいでしょうか。

【石居会長】 中川委員、一旦よろしいですか。

【中川委員】 はい。

【石居会長】 中村委員、お願いします。

【中村委員】 ありがとうございます。6条の統括責任者設置等の設置についてです。「セキュリティ対策を実施するための責任者並びにこれらの者を統括する責任者を置く」と書いてあります。具体的にはどのような方がこの責任者になり、統括責任者はどのような方になる予定になっているでしょうか。

【市民課長】 住基ネットセキュリティ統括責任者、こちらは副市長でございます。住基ネットセキュリティ統括副責任者、こちらが行政管理部長でございます。あとは、住基ネットセキュリティ統括責任者、こちらは政策経営部長でございます。私、市民課長のほうが住基ネット運用管理者になります。それから、情報システムセキュリティ責任者というのがございます。こちらのほうは情報政策担当課長になります。

【法務担当課長】 1点、法務担当から補足なのですけれども、今読み上げた部分につきましては、従前の国立市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例施行規則の3条以下に、それぞれセキュリティ統括管理者以下、定義と、あとは誰をもって充てるかについては明文の定めがございます。

【中村委員】 ありがとうございます。

続きまして、第7条の緊急時の計画の策定の条文です。「緊急時の対応に係る計画を策定するものとする」と書いてあります。これはいつ頃、どのような内容の計画を策定される予定なのでしょうか。

【市民課長】 こちらは、緊急時対応計画というのはもう既に、これは住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する指針というところに規定がございまして、これに基づいて緊急時対応計画というのは既にごございます。何か問題が起こったときには、それに即した形で対応するという形になってございます。

【中村委員】 ありがとうございます。

続いて第8条の委託に係る措置の条文です。市の機関以外のものに委託する場合は、当該業務に係る秘密の保持について適切な措置を講ずるものとするという条文があります。ここでいう「適切な措置を講ずる」という具体的な内容はどのようなものになるのでしょうか。

【市民課長】 こちらも指針のほうに——指針と申し上げたのが先ほど来申し上げています住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する指針というのがございます。こちらの秘密保持についての適切な措置を講ずるというところでございますが、こちらのほうも、個人情報等の適

切な秘密保持に何らかの問題が起こったときには、指針の中に定義されております不正行為の対応に関しまして、このようなフローで対応しなさいという規定がございます。そちらに基づいて対応するというような形がございますので、そちらの指針にあるような流れでもって適切な措置を講ずるといったような形を考えてございます。

【中村委員】 第8条は、ネットワークシステムに係る業務の処理を市の機関以外に委託する場合には、本人確認情報等の保護を図るために秘密保持等の措置及び体制を確認して、守秘義務について必要な条件を付するという形で、適切な措置を講ずるものというふうに規定されています。ということは、これは市の機関以外に委託する場合の契約書の内容として、秘密保持契約などを締結するという趣旨だと理解しました。そうすると、一定の秘密保持等についての条件がもう既に決まっていて、それを転換的に締結していくという意味なのでしょうか。

【法務担当課長】 ただいまの点について補足させていただきます。市民課長が申し上げている住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する指針については、先ほど申し上げた不正行為に関しては当然定めてありますけれども、委託先事業者に対する留意事項についても言及がなされております。地方公共団体から本人確認情報の処理について委託を受けた事業者について、地方公共団体は委託の都度、本人確認情報を取り扱うことができる者を指定します。ただし、この指定というのは必要最小限度のものとしなければならないということがまず定められておりますし、端末の操作についても、これは国立市職員以外に委託することはできないという形など、具体的な委託に際しての定めというものがございます。

私からの補足は以上です。

【中村委員】 続いて11条に、市長は、ネットワークシステムのセキュリティの確保について監査を実施するという規定がございます。この監査は、具体的にはどのような時期にどのような方法で行うことを予定されているのでしょうか。

【市民課長】 これもセキュリティ対策に関する指針に規定がございまして、監査計画というのがございまして、こちらの監査計画をまず作成しまして、それに基づいてというところがございます。そのタイミングなのですが、年1回、監査を実施するというところでございます。こちらのほうが予備調査というのがございまして、予備調査に基づいて本調査というのがなされます。現場の確認をしてもらって、何か問題があればそれに対して適切な処置を講ずるといったような流れがございますので、こちらの指針に基づいた監査を実施するといったところでございます。

【中村委員】 監査の結果の報告はどこかで行われるのですか。

【市民課長】 監査の結果の報告は、報告会の開催というのがございまして、セキュリティ統括責任者が被監査分、我々のほうの責任者等に説明をした上で、指摘事項とか監査事項についての報告会を開催するという形になってございます。

【中村委員】 市民向けに情報公開される予定はありますか。

【市民課長】 情報公開に関しての規定というのは特にございません。

【中村委員】 監査結果を対外的に情報公開する予定は特にないという理解でよろしいですか。

【市民課長】 これまではそうだったので、今のところはそのような形で、おっしゃるとおりの形で考えております。

【法務担当課長】 1点補足させてもらいますと、平時の監査ですので、これを公開原則することになった場合、ネットワークのセキュリティに関して重大な危機が生じたりします。もちろん

緊急時の対策結果につきましては公開、住民説明ということは当然指針の中には含まれておりますけれども、今、御指摘ある11条の監査結果については、今申し上げたような懸念がございますので、従前どおり、特に原則公開とかそういった規定は設けておりません。

【中村委員】 分かりました。ありがとうございます。

次、16条に職員の研修の規定がございます。「本人確認情報等の保護のため必要な事項について、職員に対し計画的に教育及び研修を行う体制を整備する」と。具体的にはどれぐらいの頻度で、どのような方法で教育及び研修を予定しているのでしょうか。

【市民課長】 基本的には、職員が替わったときというのがまず一つ、異動が起こったときに新しい方に私のほうで職員研修をしたりもしているのですが、それからあとは臨時職員、会計年度職員というのがございまして、こちらのほうを採用したときに、まずやるというのが一つございます。

それから、あとは定期的に職員のヒアリングを私のほうでやっておりますが、そのときに必ず押さえておかなければならない個人情報保護に関する考え方、それから、マイナンバーに関するところと住基ネットに関する部分で規定されています個人情報保護の漏えいに関する問題が起こらないように、必要十分な押さえておかなければいけない部分に関しまして、私のほうで繰り返し研修という形で伝えているところでございます。

【中村委員】 ありがとうございます。私からは以上です。

【石居会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【岸委員】 よろしいでしょうか。

【石居会長】 岸委員、お願いします。

【岸委員】 もう既に御説明済みだったら申し訳ないのですが、第5条の会議の設置について。実際には既に指針に定めがあって、条例、規則などにも審議事項について定めがあるということなので、これは具体的にはどのように開催されて、どのような方々が。具体的な開催方法と、あと、第10条2項に、緊急措置の実施において、重大な脅威を及ぼすおそれがあるときは第5条に定める会議を招集し、審議を経て必要な措置を講じるということが規定されていると思うのですが、この10条2項については新設の条項ということで、緊急措置の実施の場合なので、なかなかないような事態だとは思いますが、どのような手順とか流れで開催されることを想定していらっしゃるのか。

【法務担当課長】 まず、セキュリティ会議の構成メンバーについて御説明させていただきます。国立市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例施行規則第7条におきましては、セキュリティ会議には、次に掲げる者をもって組織すると定めがございまして、セキュリティ統括責任者、セキュリティ統括副責任者、運用管理者、政策経営部長、政策経営課長、総務課長、文書法制課長、情報政策担当課長が出席するものとされております。ここはもう、規則で明文化されております。

後半の部分の説明に移ります。仮に不正行為があった場合の対応手順をフェーズごとに説明をさせていただきます。これにつきましても、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する指針に定めております。仮に不正行為が発生した場合におきましては、手順1としては状況の把握、手順2としては緊急措置の実施、手順3については、本人確認情報に重大な脅威を及ぼすおそれがあるかないかを判断する、手順4については、セキュリティ会議の開催を行い、関係機関への連絡、

緊急時体制の確立、詳細な被害状況等の把握、ネットワーク遮断等の判断、住民対応、緊急措置の見直しの判断、J-LISへの支援要請、広報、恒久対策の立案等について会議を行い、会議で決めたことにつきまして実施していきます。さらに手順5として原因の究明、手順6として緊急措置の見直しがあります。また、不正行為が終わった後につきましても、手順7として恒久対策の実施について行うこととされております。

概要については、以上でございます。

【岸委員】 ありがとうございます。

これは、ちなみに第5条のほうの会議としては、定期的開催されているというようなものではないということですか。「設置する」としか書いていないので。

【市民課長】 住基ネットのセキュリティの必要な対策に対する会議ということなのですが、第5条に規定している会議に関しましては定期的開催をしております。1年に1回開催しております、住基ネットに関して、どのような形で運用がされているのかといったところの報告でございます。

【岸委員】 ありがとうございます。

【石居会長】 ほかにございますでしょうか。

【中川委員】 今の10条の関係のところなのですが、改正の要点のところ、1つ目の黒丸の趣旨が私は分からなかったので御説明いただきたいと思うのですが、個人情報取扱事業者に対する監査等については定めがある一方、市町村長による措置を定めていない。そのため、現行条例10条は個人情報保護の趣旨に整合しないおそれがあるというふうなことが書いているのですけれども、監査等の定めについての話と市町村長による措置の話の内容と、どう整合しないという話なのでしょうか。

【市民課長】 改正個人情報保護法146条以降の報告及び立入検査というところがございまして、こちらに個人情報取扱い業務に対する個人情報保護委員会の監査等の規定がございます。当委員会が行するというのを定めておりまして、市長による措置ということがこちらのほうには定めがございません。委員会というのが主語になっておりまして、個人情報保護法の趣旨に現行の第10条が整合しないおそれがあります一方、先ほどから申し上げている指針のほうで、不正行為一般に対する体制の整備を定めていますことから、同指針に沿った形での変更をするという形の御説明でございます。

【法務担当課長】 少し補足させていただきたいと思います。今、委員がおっしゃったのは、監査というふうに……。

【中川委員】 監査等については……。

【法務担当課長】 監督等、これは監督です。

【中川委員】 すいません、見間違えていました。

【法務担当課長】 なので、従前の条文は、市長による監督として、必要な調査及び物件の提出、さらに必要な媒体の処分その他必要な措置を命ずることができるという、かなり市長に権限を与えておりました。ところが、個人情報保護法が施行されてしまうと、市町村長にはそういった権限は法律上定められておらず、代わって国の個人情報保護委員会がこれら、つまり立入検査とか勧告及び命令、物件の提出等を行うことができるというふうに権限が委譲されているというところがございますので、その監督等に関しては、この法律に合わせて10条を改正したと、こういう趣旨でございます。

【中川委員】 なるほど。分かりました。

ただ、そういうような、いわゆる強制的な措置については削除した一方で、一般的な調査等の指示はできるというふうになっているという理解でいいですか。

【法務担当課長】　そうですね。特にこれ、不正行為があった場合の対応ですので、これに関しては、そもそも国の技術的基準及び指針についても、各自治体においてどう対応するか定めないとけないというふうに言われております。ですので、対応策として、関係機関の連絡とか必要な調査というのは当然含まれていると思われまして、そもそも住民基本台帳ネットワークシステムの運用というのは、個人情報保護法とは別の法体系による規制でございますので、住民基本台帳法以下、各法令に基づきまして調査等を行っていくことができるものと考えております。

【中川委員】　本条例自体が個人情報の保護を目的にしたものではなくて、システムの適正な運用管理を目的にしたものになったので、本人確認情報等、不当な目的で取得する等のことに関しては、本来的にかどうか何にか、個人情報の保護に関わる問題であるというふうに整理されたという。

【法務担当課長】　本来的にはどうか重なってしまう部分があります。重なってしまう部分について、個人情報保護法があるからといって市町村は手出しができないかと聞かれると、そうではないというふうに考えております。それに基づいて今回の改正案を提示してございまして、具体的には、住民基本台帳ネットワークシステムの適正な管理運用については住基法以下に定めがありますので、それに関しては、仮に個人情報に当たったとしても、各自治体において適切な運用管理及び不正行為に対する対応というものができる、そういう考えに基づいて、この条例案を提出させていただいている次第でございます。

【中川委員】　なるほど。解釈の問題としては、例えば既存の文言を残したとしても、目的の違うような形で個人情報の保護ではなくて、適正な管理の下に市長が様々な権限を行使するという規定を残し得るかもしれないけれども、ただ、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に対する指針等での対応が別途定められているので、そちらのほうに置き換えたというふうな理解でいいですか。

【法務担当課長】　正確に言うとそうではなくて、特に現行10条は住基法以下、住基ネットワークシステムに関する国の法律ではカバーができていないとか、直接的な定めがない部分なので、これはその後、住基ネットワークシステムの適正な管理運用から、ややもう外れてしまっているだろうと。個人情報の保護のほうに、もう行ってしまっているもので、これは残すことは困難というふうな理解に立っております。

【中川委員】　なるほど、理解できました。実質的には、個人情報保護法の措置に譲る形になっているけれども、市としての活動領域を確保するために当該条文のような改正措置をしたという理解でよろしいですか。

【法務担当課長】　そうですね。端的に言うと権限を現行条例では与えている形になってはいるのですけれども、それを不正行為等緊急時に対してどのような対策ができるかというような観点から規定し直している、そういう形になっております。

【中川委員】　了解いたしました。

あと、罰則の規定については、これは削除という。

【法務担当課長】　全削除という形に。

【中川委員】　住民基本台帳法42条を確認しようかなと思ったのですけれども、少し条文をたどるのが大変だったので分からなかったのですが、基本的には同様の規定事項があるという説明のよう

ですが、それは……。

【市民課長】 では、御説明させていただきます。住民基本台帳法42条は現行の18条の罰則の1項と基本的に同じでございます。2年以下の懲役又は100万円以下の罰金。それは現行の第9条2項の規定に違反して秘密を漏らした者に対するの罰則規定、こちらのほうも住民基本台帳法と同じでございます。

現行18条の第2項と3項がありまして、第1項と第2項に関しましては住民基本台帳法の第42条になりますが、現行の第2項の1年以下の懲役又は50万以下の罰金というところが、法律では100万円以下の罰金という形になっていますので、そちらのほうの方がより刑が重いというようところがございます。

それから、18条の第3項、次のいずれかに該当する者は5万円以下の過料に処するというのがございますが、こちらのほうは個人情報保護法の178条、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金という形になっております。個人情報保護法の規定のほうの方がより重いという形もございまして、なおかつ法律で規定したところに関しましては、二重処罰の禁止という規定が憲法のほうにありまして、法律で規定されているものを改めて、同じ目的と同じ内容に関しまして条例のほうで規定することができないという見地から、18条は削除という形をとらせていただいているところでございます。

【法務担当課長】 1点補足させてください。今、量刑の話をさせていただいたと思うのですが、多分、委員はそれに加えてどういう行為にその条例等がかかってくるかという御質問だったと思いますので、その点だけ補足させていただきます。

現行条例18条1項及び2項は、市長から本人確認情報等を取り扱う業務の委託を受けた者が秘密を漏らした場合及び本人確認情報を不当な目的に利用した場合、これらについて罰則を与えております。これらについては、先ほど市民課長が申し上げたとおり、住民基本台帳法42条——42条は秘密を漏らした場合、43条が不正な目的で利用した場合について定めております。つまり、行為について同様の罰則規定が現況もあるということになります。

続きまして、18条3項の1号、2号につきましては、これは現行の10条の、市長の調査等に従わなかった場合に罰則を加えるという規定でございます。これについては、そもそも10条が変わるということもあるのでございますが、それに加えて、住民基本台帳法は国の委員会が調査や勧告を行います。これに対して従わなかった場合の罰則を、先ほど市民課長が申し上げた178条や182条で罰則を与えております。これも法律が既に罰則を科しているということになりますので、法律が既に罰則を科している事項に関して、条例が重ねて罰則を科す必要はないだろうと、そういう考えから全面削除という形になっております。

【中川委員】 よく理解ができました。ありがとうございました。

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。

先ほどの10条に関して私からも2点なのですが、確認したいことは一つで、現行の10条2項、主語は市長になっているので、ここは変わるということは前提にした上で、10条2項に含まれているような内容というのは、改正版の10条1項の3行目、「当該不正行為の状況の把握をし」に含まれているというふうに理解をしてよろしいですか。

【法務担当課長】 御指摘のように調査なので、状況把握ということで対応しているということでございます。

【石居会長】 分かりました。

あともう一つは、市長が主語になっていたものが、事実上、統括責任者、副市長に変わるということの理由は分かりました。その上で、2項に関わるころになると思うのですが、5条に定める会議の招集というのが、これは現状もそうですし、それを引き継いだ新しいものもそうなのですが、必要と認めるときに招集をするということになっているのですが、ただ、不正行為に関わる件ですし、従来、市長に全てが集約されていたものを今回改めたわけですが、これも事実上、今の規定だと統括責任者に全てが、このままだと権限が集約されるということで、その部分では主体が変わっただけで中身が変わっていない。そういう意味でいうと、必要があると認めるときの招集だけで果たしていいのかというのは少し心配な部分があって、不正行為に関わる問題なのであれば、会議体の招集というのはやはり必要なのではないかなという気もするのですが、その辺りはいかがでしょうか。

【法務担当課長】 一応この文言というのが、現行の10条3項「本人確認情報等を保護するため必要があると認めるとき」というふうな部分と少し平仄を合わせているのですけれども、今御指摘いただいた点も含めて、文言でそこまでハードルを上げないという趣旨は理解しておりますので、そこも含めて、技術的な点につきましては、ブラッシュアップしていきたいと考えております。

【石居会長】 場合によっては運用でというようなことにもなるということですか。

【法務担当課長】 そうですね。しかも、今の点に少し補足させていただきますと、副市長に10条は権限を集中していますけれども、一方で、改正13条でシステム停止等の措置については、いまだ市長に権限を残しております。これが統括責任者やシステム会議とかそういったものではなくて、市長が直接判断することができるという、かなり強大な権限を残しておりますので、本人確認情報が仮に脅威にさらされているということであれば、13条を適用するという可能性も余地としては残しているということになります。

【石居会長】 分かりました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【中川委員】 第14条の本人への通知等で挿入された「第10条第1項の規定により機構に報告したとき」というのは、2項ですか。14条の柱書きの一文目。

【法務担当課長】 確かに。これはおっしゃるとおり、2項が機構への報告を行うということなので、ここは単なる誤記でございます。御指摘ありがとうございます。

【市民課長】 申し訳ございません。

【中川委員】 それで、この規定の仕方なのですから、「報告したときに」というふうにした趣旨というのは、どのような趣旨なのでしょう。不正行為が発覚した時点で本人通知してもいいのかなと思うのですが。

【市民課長】 現行の第14条が、これは「市長が」というふうになっていますが、こちらはもともと「第10条第3項の規定により措置を命じたとき」という形になっておりますので、第10条の中身が置き換わっておりますので、そちらのもともとの規定と、置き換わった第12条のほうの規定を勘案しまして、より、現行の第14条の趣旨に沿った形で「機構に報告したとき」という文言にさせていただきます。

【法務担当課長】 あともう1点が、委員の質問の趣旨というのは、被害者に報告するのはもっと早くてもいいのではないかなというのは、もっともな御指摘だと思います。これについては、条例で確かに文言上は「報告したとき」となっているのですけれども、また指針に戻ります。指針で機構に報告する時点というのが、フェーズ1の状況の把握、ここにおいて状況報告しておりますので、この

段階でも、市民に説明をするということが解釈上とれるということで、指針と併せて運用していこうと考えております。

【中川委員】 なるほど。では、かなり当初の段階で本人通知がなされることが想定されているという。

【法務担当課長】 御指摘のとおりです。

【中川委員】 了解しました。

【石居会長】 ほかにございますでしょうか。よろしいですかね。

では、答申の取りまとめに移りたいと思います。

では、関口委員からお願いいたします。

【関口委員】 冒頭にも申し上げましたとおり、条例名も含めて内容については理解し、問題ないというのも不遜な言い方ですけども、よろしいかと思えます。非常にいろいろな条例と法が複雑で難しいなと思えますが、こういった形で住民基本台帳ネットワークに関する運用というところをひとまとめにする条例があることは非常に意義があることだと感じております。

以上です。

【石居会長】 ありがとうございます。

では、中川委員、お願いします。

【中川委員】 住民基本台帳の条例については、国立市においては非常に長い歴史の中で制定され、運用されてきたという経緯があると思えますし、その制定の経緯そのものが、かなり住民自治の理念に即した形で制定されたものではないかというふうに思えますので、できるだけその趣旨を反映する形で、こういった形で残していただくことには非常に大きな意義があるというふうに思えます。

内容を伺いまして、それぞれ細部まで考慮いただいているようですので問題ないかと思えます。会長等から御指摘のあった点等を詰めていければよろしいかというふうに考えております。

以上です。

【石居会長】 ありがとうございます。

では、中村委員、お願いします。

【中村委員】 条例自体には私は賛成です。ただし、8条、9条、11条、13条、16条など、条例が適切な措置、必要な措置、監査の実施などを委ねている部分が多数あります。これは運用によっては骨抜きになってしまう可能性はあると思えます。なので、この住基ネットワークシステムの適切な運用管理に関する条例の第1条の目的に照らして、適切な運用が今後されることを期待します。

以上です。

【石居会長】 ありがとうございます。

では、岸委員、お願いいたします。

【岸委員】 法律などと平仄を合わせるために必要でもありますし、気を配っていただいていると思えますので、よろしいかと思えます。運用面が大切だというのは私も全く同感でございますので、指針などを重視しながら運用していただければと思えます。

【石居会長】 ありがとうございます。

私も皆様と同じで、細かなところまで詰めていただいたと思えますし、また、既存の条例の制定の背景やその趣旨というものを、できるだけやはり残す、生かすという方向での改正ということを目指していただいていると思えますので、お認めするということがよろしいかと思えます。

細部のところは、今日の議論を少し踏まえて調整などいただければと思います。あとは運用が大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

では、そのような形で答申をまとめさせていただきますので、引き続きよろしく願いします。

【市民課長】 ありがとうございます。

【法務担当課長】 ありがとうございました。

【石居会長】 ありがとうございました。

(説明者入れ替わり)

では、よろしいでしょうか。諮問事項の2、国立市個人情報保護条例第29条第1項の規定に基づく諮問ということで、「国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例の改正について」ということで、まずは担当課のお二方、自己紹介をお願いできますでしょうか。

【防災安全課長】 (自己紹介)

【防災安全課防災・消防係主任】 (自己紹介)

【石居会長】 それでは、前回、少し御説明をいただいておりますが、本日また、補足等はございませんでしょうか。

【防災安全課長】 1点ございます。お願いいたします。

補足事項ですけれども、前回、御説明しました改正条例案の第6条及び第7条につきまして、さらにお示しをさせていただいている部分がございます。

その後、前回から検討を重ねまして、担当部署としましては、案2のほうで進めていきたいと考えてございます。この案2とします理由ですけれども、第1案につきましては、改正個人情報保護法が適用される個人情報取扱事業者につきましても可能な限り条例に適応させようということで考えてまいりましたが、個人情報保護法に重ねて条例を適用することは、国の個人情報保護委員会が禁止している法に規定する個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項につきまして、独自の規定ということに当たってしまい、適切ではないのではないかと判断いたしました。このため、当局としましては案2のほうで進めていきたいということでございます。

補足することとしては、以上でございます。お願いいたします。

【石居会長】 ありがとうございました。

それでは、前回の御説明と今の補足に基づいて質疑ということに移りたいと思います。御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

【関口委員】 私のほうからよろしいでしょうか。

【石居会長】 お願いします。

【関口委員】 こちらの安心安全カメラの設置及び運用に関する条例については、もともとカメラの設置と運用に関する条例になりますので、先ほどこの前に住基ネットの条例の審議をしていたのですが、それとは違って、もともと運用なので内容が物すごく変わるといよりは、条例の対象となる主体の事業者ですとか責任者のすみ分けですとか参照する条文の修正というところが主な修正になっているかという理解しています。

【防災安全課長】 そうです。

【関口委員】 その中で、私も不勉強で恐縮なのですが、安心安全カメラのほうは、個人情報保護、個人情報よりももう少し広いプライバシーの保護というところの規定を重視して定められているかなと思うのですが、この辺りがどこにどのようにかかってくるのかが読んでいてなかなか理

解が難しく、個人情報のみで特定されるプライバシーということだから条文の中身をそんなに変えなくてもいいという御判断なのか、表でも整理していただいているのですが、対象事業者だけを整理すれば大丈夫というところなのかというのが、すいません、少々漠然とした質問というか意見になってしまうのですが、少し整理が難しくなって御説明いただくことができますでしょうか。

【防災安全課長】 御回答させていただきます。

もともと個人情報保護法が改正されて、国の法律に包含されて、変な話ですが、今の条例が薄くなるのかなということを懸念していました。その中で、個人情報とは別にプライバシーの保護という概念の中——概念という考え方の下、その面を含めまして、前にもお配りしているのですが、2枚目ですかね、個人情報の外側にプライバシーの保護というところを持ってきまして、右側の括弧書きで書かれているところを見ますと、個人情報の保護とプライバシーの保護につきましては、保護というプライバシーとは、「自己情報をコントロールする権利ないし法的利益」というよりも、「私生活をみだりに公開されない権利ないし法的利益」ということで、プライバシーという他人から疎外されないとか被害を受けないということの側面が強いのかなと思っています。

個人情報保護法の改正によりまして、安心安全カメラの条例の保護法益から個人情報、この中から外れるとしても、外側のプライバシーの保護という概念のことが残っているので、本来でいえば、薄くはなるのかなと思うのですが、また、他市のほうの改正を見ますと、すごく法に包含されて、今の条例がすごく削除されている状況があります。ですが、このプライバシーという概念も含めて、今まで国立としては保護してきたという考え方ありますので、その中で条例を一部改正にとどめているというところなんです。具体的にどこなのかというところが、各条例があるのですが、基本的には第11条で法に包含されているので、個人情報取扱事業者については第1条で個人情報保護法に基づいて整理してくださいねというところなんです。

今回、国立の独自性があるのは、個人情報取扱事業者に当たらない方、具体的には、国立の今の安心安全カメラの条例で、安心安全カメラをつけている事業者のほとんどが、これは個人情報取扱事業者に該当しない方なので、現状としては、その方たちを今までも管理してきたという部分がありますので、その方たちのターゲットを残すような形で、今回、一部改正にとどめているというような形でございます。

なので、具体的には6条、7条とか、6条から9条ぐらいまでが該当しない方も含めて包含して書かれているという形になります。ここがちょっと国立の特殊性なのかなというふうに考えています。

以上です。

【関口委員】 ありがとうございます。

【中川委員】 確認ですが、今の点、法律忘れてしまったのですが、個人情報取扱事業者に該当するのは2,000人以上とかいう話ですか。

【法務担当課長】 これについては改正がございまして、人数問わず個人情報データベースを事業の用に供しているもの、これが個人情報取扱事業者になりますので、法の適用の範囲が劇的に広がったというところがあります。そこと条例の6条以下というのがかなりバッティングする部分がこのままとございますので、保護法益をプライバシーというふうに付け替えた上で、さらに、法は自治体において法と同じ目的でも別の目的でも、条例によってその規制を及ぼすことはできないという国の個人情報保護委員会が見解をつけておりますので、その整理を行っているというところがございます。冒頭で2案を押し出すというふうに防災安全課長が申し上げたのは、その点と関係しております。

【中川委員】 すいません、もう1点、確認ですが、個人情報取扱事業者に法律上当たる事業者の定義というのは、どのような定義になっているのでしょうか。

【法務担当課長】 個人情報取扱事業者に当たる事業者というのは、個人情報データベースを事業の用に供している者。個人情報データベースというのは何かといいますと、データベースというのは、個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人を検索することができるよう体系的に構成したものを言います。これは法16条1項でその定義があるのですが。なので、コンピューターを用いて検索するものだけじゃなくて、紙媒体にインデックスをしたものも含まれます。

ただ、カメラデータにおきましては、単に蓄積したものについて記録した日時について検索することは可能であったとしても、特定の個人に関する映像情報について検索することができない場合には、個人情報データベース等には該当しないということになります。つまり、デジタルカメラ等であっても、ただ単に撮影しているということだけでは個人情報データベースに当たらず、これを仮に事業の用に供していたとしても、個人情報取扱事業者には当たらないと、こういう説明になります。

【中川委員】 分かりました。ということは、商店街についているような防犯カメラとか、ああいふカメラについては、ほとんどこの条例の対象になってくるということですね。

【法務担当課長】 そうです。

【中川委員】 法律をつくるか、よく分かっていないのですが、ほかのデータベース等を用いて個人情報取扱事業者には当たるのだけでも、防犯カメラを併せて運用しているような事業者等についてはどのように理解すればよろしいでしょうか。

【法務担当課長】 そこをこの条例では個人情報取扱事業者としては扱っていません。つまり、映像データにつきデータベースを構成しているかどうかで分けする必要が本条例ではあるというふうに理解しておりますので、その考え方に基ついた形で改正案を提示させていただいております。つまり、法が適用される、もしくは条例が適用される、二者択一、必ずカメラ設置者には条例か法が適用されるというふうな立てつけにしております。漏らしがないようにしております。

【中川委員】 よく理解できました。ありがとうございます。

【中村委員】 中村からよろしいでしょうか。

【石居会長】 はい、お願いします。

【中村委員】 先ほど関口委員からも提案が出ましたが、1条の目的に「市民等の権利利益を保護するとともに」という部分の文言ではなくて、「プライバシーに配慮するとともに」といったような、その改正の目的を明記するのがよろしいかなというふうに思いました。今回の改正の趣旨が、プライバシーの保護という観点からその条例の存在意義を認める点にあるのであれば、目的に掲げるべきなのではないかというのが私の意見です。これが1点です。

【法務担当課長】 この点について少し補足させていただきます。

今委員が御指摘されたところは非常にこちらとしても悩みました。あえてこの文言を残すことにしました。その理由につきましては、まず1点目、プライバシー権について国の法令では定義がされていなくて、専ら判例の蓄積に委ねられております。なので、内容及び外延というのが非常に不明確というところがございます。

さらに、国の個人情報保護委員会では、個人情報保護法はプライバシーを保護しているのだ、こういう言説が最近見られるようになりました。そうすると、単にプライバシーを保護するというだけでは個人情報保護法と全く重複してしまうということになります。

ただ、先ほど防災安全課長が申し上げたとおり、この権利の内容として、私生活をみだりに公開されない権利ないし法的利益を位置付けるときに、個人が識別できるか否かに関わらず、私生活がみだりに公開されてしまって権利侵害だという余地がございますので、プライバシー侵害になり得るといふふうに考えられます。ただ、そこをまとめてプライバシーといった場合に、今、国の個人情報保護委員会が言っているプライバシーとどう違うのだと、法と重複してしまうのではないかと、法と抵触してしまうのではないかとといった指摘があり得るといふふうに考えておりますので、あえてそこは権利利益という文言にしております。

加えて、もう少し細かいことを申し上げますと、プライバシー権のほかにも、もう1点肖像権というものがあると思われまふ。ただ、これについては、実は個人情報保護と同じように個人が識別できるか否かでその信頼性を判断している部分がありますので、基本的には個人情報保護と全く重なってしまう権利かと思われまふが、ただ、肖像権単独で保護されるという自体も、今後カメラの運用においてはあり得る部分が概念上ありますので、あえてそのプライバシーだけに限らず、市民等の権利利益をこれからも保護していくといふふうに1条ではうたっております。

【中村委員】 承知いたしました。ありがとうございます。

それから続きまして、第9条、個人情報取扱事業者に該当しないカメラ設置者の映像データ等の開示の条文です。該当しないカメラ設置者は、市民等から自己の映像データの開示又は映像データの利用を外部提供した記録の開示を求められたときには、合理的な方法により当該データ又は記録を開示するよう配慮しなくてはならないという配慮義務の規定がございます。これは、具体的な手続や手順、もしくは記録の開示の配慮に対応しなかった場合の罰則などはございますでしょうか。

【法務担当課長】 私から説明させていただきます。

まず、配慮義務ですので、手順について条例及びその下位規定である条例施行規則には定めがございませんし、係る配慮義務に違反した場合の罰則等は現状ございません。

【中村委員】 ということは、あくまでこの条文は努力目標として規定しているという趣旨なのでしょうか。

【法務担当課長】 従前の改正前の現行条例と変わらず、努力目標として定めているという位置付けでございます。

【中村委員】 先ほどの説明にあったとおり、私生活をみだりに公開されない権利ないし法的利益を保護するための改正なのであれば、この条文などについては多少手を入れてもいいのかなという気がしています。

【法務担当課長】 この点につきまして、御指摘のとおり検討の余地があると思ひまして、検討してまいりました。

この場合、2号から6号までのいずれかに該当する安心安全カメラ設置者であつてということで、市は除かれておりますし、市以外の安心安全カメラ設置者でございまして、主にどちらかという民間事業者が設置する安心安全カメラについての開示規定といふふうに位置付けられております。このような民間事業者の設置しているカメラの管理について、仮にプライバシーを理由にしたとしても、開示を直接的に義務付けたりとか、開示しない場合に罰則を設けたりすることが、プライバシーの外延及び内容が明確化されていない現状で可能かどうかといふところに関して考慮しまして、消極的に考えております。

他の自治体について、この点、調べましたが、条例化して開示義務を定めている自治体は、私が見

た限りではございませんでした。条例化しておらず、民間が設置する防犯カメラについてはガイドラインという位置付けをしております、法律上の義務を及ぼしていない扱いにしておりますので、国立市においてこれを義務化するような立法事実が現状あるかないかという、あると明らかでは言えないと判断しております、従前の条例を維持していると理解しております。

【中村委員】 承知いたしました。詳細な御説明ありがとうございます。

そうすると、運用指針ガイドラインみたいなものはあるのですか。

【法務担当課長】 他市におけるガイドラインというのが、全くうちの条例と同じ内容なので、他市におけるガイドラインというのが要は条例的な位置付けですので、そういう意味では、うちがそれに重ねてガイドラインをつくっているわけではございません。

【中村委員】 承知しました。

次、12条、市長が定期的に報告を求められることができるという条文がございます。定期的というものは、具体的にはどれくらいの頻度で、どのような方法で報告を求められることになるのか教えてください。

【防災安全課長】 お答えします。

定期的な報告ということで、期間ですけれども、これまでも年1回、定期的に審議会等で映像データの外部提供の件数につきまして御報告させていただいております。なので、引き続き同じような形の報告になるのかなというふうに考えてございます。

以上となります。

【法務担当課長】 補足させていただきます。

委員が御心配されているのは、運用だけではないのかという御心配だと思うのですが、この運用につきましては、安心安全カメラの設置及び運用に関する条例施行規則第6条におきまして、定期報告書第4号様式により年1回行うものとするというふうに明文に定められておりますので、制度化されております。

以上です。

【中村委員】 ありがとうございます。

この報告が何か形式的なものになってしまっただけではあまり意味がないのかなと思いました。定期的に行っているから行っているということじゃなくて、これこれこういうプライバシーに配慮した運用をこういうふうに行っているのですという内容の報告にさせていただけるとよいと思いました。

私からは以上です。

【石居会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。中川委員、お願いします。

【中川委員】 今回の条例の対象から、特に外部提供等に関して行政が外れる、市の設置する安心安全カメラが外れるということのようではございますけれども、対応を伺いますと、法に規定されている個人情報保護法で既に規制が及ぼされている部分が大部分であって、現状のこの安心安全カメラの条例と同様の責務を市として追いつけるというふうな理解でよろしいのかどうか。

【法務担当課長】 具体的には個人情報保護法69条で行政機関の第三者提供の制限というのが定められておまして、かなり詳細に定めがあります。現行の条例よりもかなり具体化しているものですので、私の意見としては、従前どおりの運用ができるものと理解しております。

【石居会長】 ほかに。

【岸委員】 現状ですと、例えば自治会ですとか町会とか商店街とか、そういうところが個人情報取扱事業者に該当しないけれども安心安全カメラを設置しているということで、この条例の対象になってくるといことになっていると思うのですけれども。改正されるとなった場合は、既に、もう届出がされているそういう事業者さんたちに対する、実際のところの運用は変わらないと思うのですよ。何か周知ですとか、そういう措置とかはお考えになっているのでしょうか。

【防災安全課長】 現状としては、今、委員がおっしゃったとおり、法改正があったとしても、その該当はないということですので、特に周知とかは考えてございません。

【岸委員】 まあ、今までどおりやってくださいと。

【防災安全課長】 そうですね。

【岸委員】 そうしますと、今まではどういう感じでやっていて、一番最初は、特に届出のときにきっちりといろいろやられていると思うのですけれども、その後の注意喚起ですとか、そういう面はあるのでしょうか。

【防災安全課長】 そうですね、今、年1回にその報告を定期的にやっていて、形式的にという形ではないのですけども、報告させていただいて、それ以外に対外的に周知しているということはないです。現状としてはありません。

【岸委員】 ごめんなさい、年に1回の報告というのは、設置している自治会さんとかから……。

【防災安全課長】 安心安全カメラが設置されている方たちの報告を定期的に市から求めまして、どのような形で開示をしているのか、情報提供しているのか、外部に提供しているのかということ、年に1回、保護審のほうで報告させていただいているという形になります。

【岸委員】 はい、分かりました。

【関口委員】 私からももう1点いいですか。

【石居会長】 どうぞ。

【関口委員】 改正後の運用について、非常に何とかこの条例を実効力のある形で残そうとされている努力とかは非常に認められると思うのですけど。この事業者によって、これは個人情報保護法対象の事業者とか、これは安心安全カメラの条例の対象事業者とかと分けていくと、現場はどの条例やどの法令にのっとって事業者運用、安全管理とかを求めていくのかという混乱は生じないのですかね。

【防災安全課長】 それを精査するのは事務局なのかなと思っているので、その見識というのをきちんと事務局で持ち合わせて、こちらは該当するしないということが、法と条例に照らし合わせて、どちらに抵触するのかということ、その都度その都度の判断なのかなと思っているのですが。今までも大体、あと補助金とか絡む、補助金要綱があるのですけども、大体商店街さんとか自治会さんは安心安全カメラをつけるときに補助金をあてがっているのですけども、そのときにきちんと窓口で対応している中で御説明しているという形がありますので、引き続きその形で、法改正があった中でも条例なのか法なのかというところの判断を適切にしていかなければいけないのかなと思っています。

【関口委員】 ここは整理とか運用に向けての運用フローの整備とかはされているのですか。

【防災安全課長】 規則のほうをこれから条例改正と併せて見直しというか、多分、いじらなければいけないのかなと思っているので、その実務的なところも含めて、現実的なところも含めて、規則も改正しなきゃいけないのかなというふうに思っています。

【法務担当課長】 あと1点補足しますと、事実的な場合分け、この設置者が個人情報取扱事業者

に当たるかどうかの見分けがつきにくいのではないのかというのが御心配な点だと思うのですが、これについては、改正個人情報保護法21条におきまして、個人情報取扱事業者に当たるものについては、事前に取得される被取得者に対して、その取得される個人情報の内容とか、これをどういふふうにご利用するのかとか、保存期間について、明示しないといけない、事前に説明しないといけないというふうに定めがございます。

カメラについて、そういうことを明示しないといけないことになりますので、例えばカメラを設置している下の部分に、現状その個人情報取扱事業者としてカメラを設置して、そこで取得した映像データにつきましては、個人データ化してこれこれこういう目的のために使用しています、保存期間は何年です等について、業者のほうで明示しないといけない仕組みになっております。ですので、従前どおりのカメラにつきましては、その適用が排除されますので、法がそういったことをカメラ設置者に求めておりますので、その表示及びホームページ等で確認して、ある程度、確証を持って分類分けができるものかなと考えております。

補足は以上です。

【関口委員】 ありがとうございます。

安心安全カメラを新たに設置するときとか新たな事業者登録するときというのは、多分そういうすみ分けとか整理がきちんとできて実施できると思うのですが、その後、例えば運用に入ったときに、今もよく安心安全カメラってこう、例えば警察の求めに応じて情報提供してくださいとか、情報開示してくださいとかそういう事例がたくさん報告されているので、そのときにこの事業者はどちらの条例に基づいて何を求めるべきかとかという混乱は生じないように、これはしていただきたいなというお願いかなと思います。

【防災安全課長】 承知しました。

【中川委員】 何か周知の方法とか考えていらっしゃる？

【防災安全課長】 今回は、周知のほうは特に今と現状と変わらないと思っていますので、特に周知ということは考えてなかったのですが、引き続き混乱が生じないように、どのような形が一番いいのかということをお考えさせていただいて、適切に判断させていただきたいと思っています。

以上です。

【中川委員】 関連してなんですが、これ、設置運用基準届出に関しては、ある程度、事業規模のある者とか行政とかに限られているようなのですが、安心安全カメラの設置者自体は、例えば御自宅にカメラを設置して道路を写しているような個人宅の方も、安心安全カメラの設置者に該当するということ。

【防災安全課長】 個人は該当しないです。

【中川委員】 個人は該当しないのですか。

【防災安全課長】 はい。もともとの条例、改正前も改正後につきましても、個人の設置されたものについては該当しない扱いになります。

【中川委員】 安心安全カメラの、その定義とはどこに。

【法務担当課長】 そうですね、4条に、公共の場所を撮影するための安心安全カメラを設置する者のうち次に掲げる者として、1号で市長及び教育委員会ということで定めています。

【中川委員】 ここに安心安全カメラ設置者という定義があるんですね。

【法務担当課長】 はい。

【中川委員】 なるほど、了解しました。

【法務担当課長】 しかも、安心安全カメラの性質として、公共の場所に向けられている必要がございます。今、委員が御指摘された玄関口に防犯カメラを置くということであれば、公共の場所に向けられてないということになりますので、そういった安心安全カメラ自体の定義からも外れる形になるかと思われま。

【中川委員】 なるほど、分かりました。

では、基本的にこの4条に規定する安心安全カメラ設置者の定義に該当する1号から6号までの方々が本条例の規制対象になるということ。

【防災安全課長】 そうです。

【中川委員】 そうなると、行政としてもある程度は把握はできると。

【防災安全課長】 そうですね、そう思っています。

【中川委員】 了解しました。

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。

すみません、私から一つだけ。これは少し難しいかなと自分でも思いながら伺うのですが。

先ほどの定期的な周知という言い方があったと思うのですが、これは、例えば規定の中に啓発活動とか周知活動みたいなものを行う努力義務というか、そういうものを規定の中に入れてしまうということは検討されたり、あるいは検討の余地はあるのか。それはやはり規定するほどのことではなくて運用というレベルで行っていく性質のものなのか、少しその辺りが。対象者が職員ではないのであれなのですが、1件前の住民基本台帳ネットワークだと研修という項目が規定の中に入っている。それと同じように特に今回、やはり個人情報取扱事業者でない方々にとって見るとその意識というのはどうしても薄れがちで、そういう中で、罰則規定は難しいのであれば、せめてそこで問題が生じない形を未然につくるという意味では、啓発とか何かしらのことというのをやっていくことで、9条が及ばない部分をカバーするというような立てつけができてもいいのかなと少し思うのですが、その辺りはやっぱり難しいですかね。いかがでしょうか。

【防災安全課長】 現実としては、研修を行うとかそういうことはちょっと今までも考えていなくて、どんな形で周知しているのかを含めてなんですけども、考えていなかったのも、その検討は必要なのかなと思うのですけど。例えば、補助金を出している事業者さんとか、大体商店街さんとかが主ですので、そのときに補助金交付要綱のところを少し変えて理解を深めるような形でということもできるのかなと、今お話を伺って考えていました。その点も含めて、今後規則も改正するということがありますので、併せて検討していければなと思っています。

【法務担当課長】 あともう1点が、現行11条の苦情処理は、改正なく改正後もこのまま存置されますので、「安心安全カメラの運用又は映像データの取扱いについて市民等から苦情があったときは、速やかに適切な措置を講じなければならない」ことに加えて、それを講じられなかった場合には市長に対し「苦情を申し出ることができる」と。市長は、その「苦情の申出を受けたときは、速やかに適切な処理をするものとする」というような規定がございますので、この規定に引っかけて、事前に市のほうから設置者に対していろいろな働きかけをしていくということも考えられますので。ただ、今御指摘を受けた点というのは非常に重要だと思いますので、運用面及び規則面についても検討していけたらと思っております。

【石居会長】 分かりました。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

ほかにかがででしょうか。

【中川委員】 今の点も含めて、恐らく商店街さんとかはこの条例を直接読んで内容を理解するという事は難しいでしょうから、何かしら分かりやすいリーフレットなりを作成していただくと御理解いただけるのかなと思いました。

【防災安全課長】 実は、今現状ついているカメラがだんだん老朽化してきて使えなくなると、保証とかということで、その再設置というか更新ということも来ているので、あわせて、次年度そういう予算を取る形で今予算立てしているの、そのときのタイミングを合わせて広く周知するということができるのかなと思っています。

【中川委員】 あと、6条と7条の違う第2案でいくということで、個人情報取扱事業者については条例の網をかけることができないというような御判断に至ったと。特段、個人情報取扱事業者については、もちろん、当条例ではもう扱うことはないという、今回で。

【防災安全課長】 はい、そういうふうに考えていただいて。

【中川委員】 了解しました。

【防災安全課長】 ただ12条のところだけが一部触れているのかなと思うので、部分的にというのですかね、関わってくるのがこの12条なのかなとは思いますが。ただ内容的には、国の法律に包含されるという形の書きぶりだけです。

【法務担当課長】 12条は結構重要な条文でして、外部提供した場合は、必ず市長に報告書しろよというところがありますので、結構その部分、法との関係もぎりぎりの部分で、割と市の独自性を出している部分だと思いますので、その点、御理解いただければすごく助かります。

【中川委員】 なるほど、こういう規定が残ったのです。なるほど、よく理解しました。ありがとうございます。

【石居会長】 ほかにございますでしょうか。よろしいですかね。

では、答申の取りまとめに移りたいと思います。岸委員、お願いいたします。

【岸委員】 法律とのすみ分けという点で、案2でいくというのも理解できましたし、御配慮いただいているということで、お認めしてよろしいかと思います。

会長から御指摘のあった定期的な周知というところは私も気になったところですので、できれば規則で明文化していただいて、長期間やっているとなんとなくだらけてくる部分というのは誰だつて出るものですので、定期的な周知というところを何とか明文化していただければというふうに思います。

【石居会長】 中村委員、お願いします。

【中村委員】 お認めしてよろしいかと存じ上げます。

今後の課題としては、プライバシー権の外延部分が明確になった場合には、ぜひそれを目的とあと基本原則に取り込んでいただきたいと、肖像権も含めて。判例の蓄積によってプライバシー権の中身それから外延部分、肖像権の中身、外延部分がだんだん明らかになってくると思います。それを今後盛り込んでいくような改正を目指していただければと思います。

以上です。

【石居会長】 ありがとうございます。

中川委員、お願いいたします。

【中川委員】 全体としては非常に練られた案だと思いますので、お認めしてよろしいかと思います。

ただ、私、この審議会で何度か御指摘させていただきましたが、いわゆる安心安全カメラといわれるようなものに関しては、やはり警察機関等への第三者提供というようなことが多く求められる性質のものであり、一方、市民の権利や利益に対する信頼性が高いものでもありますので、その点の運用が引き続き適切になされるよう、行政機関や個人情報取扱事業者がこの条例から外れるということになったとしても、適切な運用に努めるよう、何らか工夫等をしていただければいいと思います。12条で、市長に定期的に報告するというようになっておりますので、報告の在り方等を工夫することで、実質的に運用の改正につながるようにしていただければと思います。

よろしく申し上げます。

【石居会長】 関口委員、お願いいたします。

【関口委員】 お認めしてよろしいかと思えます。

非常に難しい中で、何とかこの安全な運用を形に残そうという努力が非常に見られるとてもよい内容だと思っています。なので、円滑な運用に向けて御検討を引き続きお願いできればと思います。

【石居会長】 ありがとうございます。

私もお認めしてよろしいかと思えます。

最後に補足で御説明いただきましたが、やはりその12条が残っているということがとても大事だと思いますし、これに基づいて、実のある報告・運用という話も今日出ていたと思えますが、それが進んでいくというか続けていくことができることがやはり大事なというふうに思えます。

周知の部分は、運用なのか規定なのか、少しその辺は整理をしていただいで方針を決めていただければありがたいというふうに思えます。

いずれにいたしましても、答申としてはお認めするという形でお出ししますので、引き続きよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

【防災安全課長】 ありがとうございます。

【石居会長】 それでは、3の報告事項のほうに移りたいと思えます。

3-1、個人情報目的外利用等届出の報告についてということで、よろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料3-1からとなります。

目的理由、目的外利用等する期間及び提供先は記載のとおりとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず3-1ですが、こちらは職員課の職員給与等支給業務でございます。本人同意に基づきまして、対象者の時給額等のデータを提供する外部提供でございます。

1枚おめくりいただきまして、続きまして3-2は、しょうがいしゃ支援課の精神障害者の支援及び医療に係る業務でございます。こちらは刑事訴訟法に基づく捜査照会に対しまして、立川警察署に対し、対象者の滞納状況等について回答した外部提供でございます。照会目的でございますが、対象者がお亡くなりになっていたということで、存命中、市役所に相談していたということが分かったということで、どういった内容のことを相談していたのかということを確認したいという内容でございます。

以上、簡単でございますが、報告とさせていただきます。

【石居会長】 ありがとうございます。

御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですかね。

では、報告事項は以上ということになりますね。ありがとうございました。

その他、ございますでしょうか。

【事務局】 では、私のほうから。

本日で任期は1回、満了という形になります。最後の最後まで御審議いただきまして、ありがとうございます。

次回の審議会の日程のほうですが、2月8日、水曜日、9時半からとなっております。

この日は、委嘱状の交付等がございますので、御出席いただく形でよろしくお願い申し上げます。

事務局のほうからは以上でございます。

【石居会長】 ありがとうございます。

ほかにごございませんか、よろしいでしょうか。

そうしましたら、第182回及び今期ということになりますが、国立市情報公開及び個人情報保護審議会を終了したいと思います。

どうも皆様、ありがとうございました。

— 了 —